

令和7年第10回教育委員会会議

1 日 時

令和7年7月29日(火)

開会 14時00分

閉会 15時15分

2 場 所

県庁行政庁舎 17階 教育委員会室

3 出席者

酒井雅洋教育長、新屋長二郎委員、新家久司委員、高野勝委員、辻奈穂子委員

4 説明のため出席した職員

塩田憲司教育参事、山本一彦教育次長、村本治男教育次長、北島公之教育次長、筒井諒太郎教育政策課長、高倉英明教職員課長、樋口勝浩学校指導課長、小山内裕之生涯学習課長、原田仁史文化財課長、黒坂昭弘保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第23号 石川県立あすなろ中学校生徒募集について（原案可決）

議案第24号 石川県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について（原案可決）

6 報告

報告第1号 教育委員会における障害者雇用について

報告第2号 令和7年度基礎学力調査結果の概要について

報告第3号 「いしかわ師範塾」第13期生学生クラス標準コースの募集結果について

7 審議の概要

・開会宣告

酒井教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第24号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案 23 号 石川県立あすなろ中学校生徒募集について（樋口学校指導課長説明）

それでは、1 ページをご覧ください。

令和 8 年度石川県立あすなろ中学校入学者募集方針について、説明させていただきます。

まず、1 の「入学資格」については、入学することができる者は、次の条件を全て満たしている者、ただし、原則として、高等学校・大学などに在籍中の者は入学できないとしています。

入学することができる者の 1 つ目の条件は、石川県に住んでいる者又は石川県で働いている者であることです。国籍は問いません。

2 つ目の条件は、学齢期を経過した者であることです。ただし、令和 8 年度に中学校に在籍中の者は入学できません。

3 つ目の条件は、原則、次のいずれかに当てはまる者であることとし、様々な理由で小学校や中学校を卒業できなかった者、不登校や病気、その他の理由により、十分に通えないまま中学校を卒業した者、日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の者としています。

次に 2 の「入学願書受付期間」ですが、原則、令和 7 年 9 月 1 日（月）から 11 月 28 日（金）までとしています。この期間以降に入学を希望する場合は、石川県教育委員会又は県立あすなろ中学校に問い合わせることとしてあります。

3 の「募集学年」については、1，2，3 年生のすべての学年を同時に募集し、それぞれの学年の定員は、特に定めないとしております。

4 の「入学者の決定方法」につきましては、ご本人から提出される入学願書及び面接の結果を資料として、総合的に判断するとしてしました。

最後に 5 の「その他」ですが、入学者募集に関する詳細は、令和 8 年度石川県立あすなろ中学校入学者募集案内で定めるとしてしました。

入学者募集案内につきましては、案という形で、別冊資料として、つけてございます。

【質疑】

（高野委員）

2 点お願いいたします。

1 点目は、この案内に、費用として教材費など年間 12,000 円ぐらいかかりますってありますけども、12,000 円というのは、どんな内容で費用として挙がっているのかなってというのが 1 点です。

2 点目は、この案内が全て振り仮名振ってあるんですけども、これおそらく外国籍の方が見てもわかるようにするために振ってあると思うんですけども、入学願書の案のところに赤字で書いてありますよね。これもやっぱり案内の中に例として入るんですよね。これは入らないんですか。

（樋口学校指導課長）

6 ページのところですよ。赤字のところは案として見せる形になっております。

(高野委員)

そしたら、上の方の説明に関しては全てふりがな振ってあるんでいいんですけど、願書の案まで、名前のふりがなはわかるんですけど、全てに振り仮名を振ってるんですよ。これに関して、見ていてとても不自然だなんていう感じを受けました。

もし平仮名しか書けなかったら平仮名で現住所とか名称とかいろいろ書くこともできますし、漢字書ける人は漢字で書くと思うんですよ。これを見本で出していると、全て名前から一番下まで全部漢字で書いて、それでふりがな打つのかなっていう、そんなふうな見本になると思うんですけども、その辺りはどんなものでしょうか。

(樋口学校指導課長)

最初にご質問がありました12,000円の件ですけれども、申し訳ありませんが詳細のところはちょっと手元に資料がなく答えることができないんですが、そこに最初に書いてある教材費などっていうことでいろいろな印刷であったりいろんな形での諸経費みたいな形でこのうちのいくらか使われていますし、さらに細かいところにつきましては申し訳ございません。ちょっと手元に資料がないのでお答えが今できないところです。

それから、見本のところのふりがなについてですけれども、おっしゃる通り外国籍の方については漢字で記載するっていうことは結構大変なところはあるのかなというふうには思います。この入学願書の正式な書類について、基本的には住所とかこういうふうなものは、住民票であったり外国籍の方であったら在留カードの記載されているものに従って転記するといえますか、そういう形になっておりますので、その部分についてももう少し詳しくこちらの方も調べて検討はさせていただこうと思います。

(高野委員)

私が聞いたのは現住所ではなくて、上から下まで名前以外全て、学校名とか就学状況とか全て記入欄にふりがな振ってあるんですけども、これっていうのは果たしてどうなのかなと。もしかしたら人によっては、漢字で書いた上で全部ふりがな振って出せて、そういうふうには捉えないかなと。

(樋口学校指導課長)

次のところのページの赤が入っていないものを見ていただくと、おっしゃる通り、例えば氏名のところの上の「ふりがな」っていう欄のところは、ふりがなを書いて、そしてそれ以外の例えば現住所っていうところは、説明のために黒いところは黒字で書いてあるので、ここはそもそもふりがなを振る必要がないので、案のところに赤字で書いてある「石川県〇〇市〇〇町」のこのふりがなについては、取りたいと思います。申し訳ありません。ありがとうございます。

(酒井教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

報告第1号 教育委員会における障害者雇用について
(筒井教育政策課長説明)

「1. 障害者雇用の状況について」につきまして、教育委員会の本年6月1日現在の障害者雇用率は、昨年比0.21ポイント減の2.55%となり、法定雇用率2.7%には達しなかったところでございます。

なお、障害者数は、(1名をもって、0.5名に相当するものとみなす短時間勤務職員を含めて)212.5名となっており、その内訳は、教員が69.5名、事務職員等の教員以外が143名となっております。

法定雇用率に達しなかった要因といたしましては、今年7月4日より、障害者の就業が一般的に困難と認められる業種の雇用義務を軽減する除外率が引き下げられ、本県教育委員会に適用される除外率が30%から15%になったことで、算定基礎となる職員の数が増加し、法定雇用率達成のために必要な障害者数が40名増加したところでございます。

法定雇用率の達成に向け、除外率の引下げを見据えながら、前年度に比べて障害者数を23名増加させるなど、積極的な採用活動を進めたところではございますが、法定雇用率には0.15ポイント及ばなかったものであります。

次のページをお開きください。

「2. 障害者雇用の推進に向けた取組」といたしまして、「(1) 教員」につきましては、本年度も、令和8年度の公立学校教員採用試験において、「障害のある受験者を対象とした選考」区分を設けたところであります。

「(2) 教員以外」の①正規事務職員につきましては、引き続き、行政職と小中学校事務職員の別枠採用試験を実施することとしております。

また、②の県立学校での事務補助等に従事する会計年度任用職員については、年4回の別枠採用を実施するとともに、③の特別支援学校の卒業生等で、就労先が決まらなかった方や離職した方を、県立学校の事務補助業務等を行う職員として任用する「特別支援学校卒業生等トライアル雇用事業」も実施しております。

今後は、教育委員会全体で障害者雇用をより一層推進していくことが必要であり、障害者が担う業務の拡大に向けて他自治体での取組みも研究しながら、法定雇用率の達成を目指してまいります。

【質疑】

(辻委員)

障害って言っても、知的情緒、肢体不自由、精神いろいろあると思うですけど、採用された方っていうのはどういうカテゴリーの障害の方が多いのでしょうか。

(筒井教育政策課長)

精神の方々が一番多いということで、会計年度任用に年4回事務補助で入っていただいているというところなんです。

(高野委員)

トライアル雇用に関して、どういうふうな雇用形態なのかということと、143名中何人がトライアル雇用としてカウントされているのか教えていただきたい。

(筒井教育政策課長)

先ほどの特別支援学校の卒業生ということでございますけれども、雇用期間については、1年更新で最長2年間の雇用形態です。それから実際の実数は、今年の4月1日現在で2名雇用しており、現在も雇用している状況です。

報告第2号 令和7年度基礎学力調査結果の概要について
(樋口学校指導課長説明)

10ページをご覧ください。

まず、1の調査の目的につきましても、本県児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能や活用力の定着状況などを把握・分析し、児童生徒への指導等の改善を図るためでございます。

2の調査内容ですが、

(1)の教科に関する調査については、調査対象が、全公立小・中学校の指定学年の全児童生徒集計・分析対象が、各学校の指定学年から無作為に抽出した1学級の児童生徒となっております。

対象教科については、国の調査である全国学力学習状況調査を実施していない、小4は、国語、算数としており、国の調査を実施している、小6及び中3は、国と重ならないように、社会、英語としております。詳細は表のとおりでございます。

また、(2)の質問調査については、全公立小・中学校における指定学年の全児童生徒及び全教員を調査及び集計・分析の対象として、コンピュータを用いたオンライン方式で行っております。詳細は表のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

3の調査の日時については、教科に関する調査は、4月16日、水曜日に一斉に実施し、質問調査については、オンライン方式のため、4月21日、月曜日から4月25日、金曜日の期間で分散して実施しました。

4の調査結果の概要について、ご説明いたします。

(1)教科に関する調査の結果ですが、中段に、平均正答率、下段に、対前年度比を記載しております。難易度が異なるため、単純に前年度と比較することはできませんが、小6の英語、中3の社会、英語については、基礎・基本的な内容において改善が見られたことから、平均正答率が上昇いたしました。

一方、小4の国語、小6の社会については、平均正答率が下がっており、表の下に「参考」として、概要を記載いたしました。

小4の国語については、知識及び技能の領域において、話を理解するために観点を明確にして分類すること(情報を整理すること)については、基準に達していましたが、読むことの領域において、目的を意識して、中心となる語や文を見つけて要約することについては、引き続き課題が見られました。

小6の社会については、複数の資料を関連付けて、問いを見だし学習問題として適切に表現することについては、改善が見られましたが、社会的事象の特徴などについて、資料を基に考察し、適切に表現することについては、引き続き課題が見られました。

次のページをご覧ください。

(2)質問調査の結果について、ここでは4つの項目を取り上げて、ご説明いたします。

1点目は、自尊意識・規範意識等に関することの中から、項目「自分には、よいところがあると思う」についてです。

「当てはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた肯定的な回答の割合は、令和7年度は小4で83.5%、小6で83.3%、中3で81.8%であり、どの学年も前年度より増加しました。

しかし、「どちらかという当てはまらない」と「当てはまらない」を合わせた否定的な回答の割合が、まだ17%前後であることから、引き続き、学校全体の教育活動を通して、自尊意識や規範意識の醸成に努めていく必要があると考えております。

2点目は、学校・学習に関する関心・意欲・態度の中から項目「学校は好きだ」についてです。

「当てはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた肯定的な回答の割合は、令和7年度は小4で89.4%、小6で86.1%、中3で87.1%であり、どの学年も前年度より増加しました。

しかし、(青色の部分)「当てはまる」のみの回答の割合が減少していることに、注意が必要であると捉えております。

次のページをご覧ください。

3点目は、項目「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う」についてです。

「当てはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた肯定的な回答の割合は、令和7年度は小4で75.6%、小6で78.6%、中3で79.8%であり、小4は前年度より2.8ポイント減少、小6、中3は前年度とほぼ変わらない数値となっております。

小4の肯定的な回答の割合が減少していることについては、注意が必要であると捉えております。

4点目は、項目「問題の解き方がわからないときは、あきらめずにいろいろな方法を考える」についてです。

「当てはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた肯定的な回答の割合は、令和7年度は小4で84.8%、小6で82.3%、中3で78.9%であり、小4は前年度と同程度、小6と中3は前年度より増加しました。

なお、資料にはありませんが、教員の質問調査における、項目「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導をしている」や、項目「児童生徒の発言の機会や活動時間を確保して、学び合う場を設けている」については、肯定的な回答の割合が、小学校、中学校ともに90%を超える高い数値となっております。

このことは、2年前より、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた主体的・対話的で深い学びに向けて、県内の多くの先生方が積極的に授業改善に取り組んできた結果と考えております。

次のページをご覧ください。

ここにお示ししたグラフは、前のページの2つの項目それぞれについて、「1 当てはまる」などの選択肢別に正答率を表したものになります。

どの学年、科目においても、肯定的な選択肢を選んだ児童生徒の正答率がかなり高いことが分かります。

こうした結果を踏まえ、今後も、児童生徒が、自ら課題の解決に向けて主体的に学んだり、考えたりするよう粘り強く指導することや、一生懸命考えた結果、分かるようになったという経験をさらに積み重ねられる授業を、意識的に行っていく必要があると考えております。

県教育委員会では、こうした調査結果をまとめた「結果の概要」を市町教育委員会や学校に提供したところであり、今後、指導主事会議等において、各教科の課題等について共通理解を図るとともに、9月以降の授業改善、指導助言に活かしていくこととしております。

さらに、10月を目途に、より詳細な分析結果や改善のための具体的な指導事例をまとめた「分析・考察と指導事例」を作成し、各学校へ提供することとしております。

【質疑】

(辻委員)

自尊心の調査なんですけど、中学生になると否定的なパーセンテージも増えてるんですけど、中学生ってやっぱり思春期もあって、自分って何だろうって考える時期でもあるので、増えてしまうのはすごく、うちも中三の息子がいるのでよくわかるんですけど、これから大人になるにつれて、自分が自分を好きであるっていう気持ちがとても大事だと思う。

この否定的な中学生が高校生になった時に、どのくらい改善するのか、高校生でもっと増えるのかっていうのが気になるので、他の質問と違って、子供の精神を育むためにも、もうちょっと先の年代まで追って、何かちょっと調査結果とか見てみたいなと思いました。

(新屋委員)

この基礎学力調査、相当以前からやってると思うんですけども、教科の問題って相当ストックが溜まっていると思うんですけども、その利用状況とかどういうふうになっているんでしょうか。

(樋口学校指導課長)

過去の問題等については、例えば学校によって、この分野のところの学習が苦手であるとかっていうふうな場合に、その部分をまた基礎的なことをしっかり押さえた後ちゃんと定着したかどうかということを見るためにそういうものが活用できる状態にはなっていますけれども、実際にどれだけ活用しているかという一つ一つの問題についての活用率とかは出しておりませんので、そこは申し訳ありません。使える状態にはしております。

(新屋委員)

どういう形で利用できるんですか。紙ベースであるとか、コンピュータでデータベース化されているとか。

(樋口学校指導課長)

コンピュータの方でのデータベース的になっていう形はできておりません。ただ分野ごとにこういうふうな分野ではこんな問題ありますっていうふうに少し分けてはありますけれども、何かで検索キーを押して、検索できるっていうところまでは申し訳ありません、できておりません。

(新屋委員)

何年分かはわからないですけど、過去の使えないのもあるかもしれないですけど、すごく労力を割いて作っている良い問題もたくさんあると思いますし、国の方の調査も何かCBT方式になっていると思うんですけども、もし可能なら、お金もかかるかもしれないませんが、県の問題のストックについても、なんかそういうデータベースみた

いにして、もしやろうとすれば CBT 方式で自由な時間にできるようなシステムになればいいかなとは思いますが、費用的に無理ならしょうがないですけど。

もうちょっと、せっかく持っているものですからもっと有効に使えるような方策っていうのを考えてみてはどうかと思います。

(高野委員)

正答率についてなんですけれども、小学校の英語の正答率が 88.6%で、9割近い。小学校の外国語活動の目標を考えると、なかなかテストって難しいのかなっていう気もするんですけども、この正答率だったら、調査の目的である定着状況であったり、それから指導状況の確認とか、改善に役立てようとしたら、この正解率はなかなか難しいんじゃないかなと思うんです。そのあたりは、この9割の正答率に関してどのように分析されていますか。

(樋口学校指導課長)

ご指摘のように、正答率としてはかなり高いかなというふうには思います。それに関しましては先ほどお話がありましたように、小学校で外国語活動から、それから外国の教科の方にされた部分はありますけれども、まだまだこの小学校6年生で、しかもこの小学校6年生の4月の段階で試験を受けているということなので、実質的には小学校5年生までの学びしかないので、問題の種類としてもなかなか作ることは難しく、逆に基礎基本のところをしっかりと解けているというのが高いパーセンテージのところであるのかなというふうなことは見ております。

報告第3号 「いしかわ師範塾」第13期生学生クラス標準コースの募集結果について（樋口学校指導課長説明）

15ページをご覧ください。「1 受講申込者」は、（5月の委員会でご報告したとおり、6月2日から27日の募集期間において）121人の受講申込みがございました。

「2 標準コースの概要」でございますが、本県の公立学校教員を目指す大学3年生と大学院1年生を対象に、8月2日から翌年6月27日まで、毎月1回、土曜日に全12回開講し、講義・演習など全34講座を実施します。

また、実践的な指導力の育成のため、少人数による模擬授業の講座を毎回実施することに加え、県内の公立小・中・高等学校で教育活動を体験する学校現場での実習なども実施することとしております。

なお、先月28日に標準コース第12期生の閉講式がありました。

その受講生からは、「ただ知識や技能を得ただけでなく、教師としての在り方についても深く考える機会を得た。」「指導員の先生方からの温かく的確なアドバイスにも支えられ、少しずつ自分らしい授業ができるようになった。」などの声が上がっており、いしかわ師範塾の取組が受講生の成長に大きく寄与していると感じております。

今後も、本県の教育水準の維持向上を図るため、教員を目指す学生などに対して、教員としての心構えや授業の基礎を教え、即戦力として活躍できる人材の養成に取り組んでまいりたいと考えております。

【質疑】

（新家委員）

いしかわ師範塾、大変これ将来の本県の教員の卵として、いい活動だなというふうにして、それを前提としてお話を聞きたいんですが、参考として、ここで過去3年の推移でだんだん減っているんですね。この理由というのは把握していますか。

（樋口学校指導課長）

減少の主な理由につきましては、やはり民間企業への就職の志向が少しずつ高まっているというふうなところで教員の志望者がやはり相対的に減少しているということがあるかなと。それからもう一つ、今年度は特にこの121人ということで減少しているんですけども、これ標準コースは主に県内の大学生が受講することになるんですけども、今年の金沢大学の3年生の県内出身者の割合がいつもよりも少なく、県内の生徒さんはちょっといらっしやらないということもあって、希望する生徒さんがちょっと少なくなっているということも聞いております。

（酒井教育長）

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案 24 号 石川県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について

樋口学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

- ・ 閉会宣言
酒井教育長が閉会を告げる。